

青森県報

第三千三百五十九号

平成二十三年

三月七日

(月曜日)

目次

告示

生活保護法による指定介護機関の廃止の届出.....	(健康福祉課).....	一
右 同.....	(同).....	二
右 同.....	(同).....	二
生活保護法による介護機関の指定.....	(同).....	二
右 同.....	(同).....	三
右 同.....	(同).....	三
生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出.....	(同).....	四
生活保護法による指定介護機関の所在地及び介護予防事業所の所在地変更の届出.....	(同).....	四
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出.....	(同).....	四
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び介護予防事業所の所在地変更の届出.....	(同).....	五
介護保険法による居宅サービス事業者の指定.....	(高年齢福祉課).....	五
介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出.....	(同).....	六
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定.....	(同).....	六
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定.....	(同).....	六

介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出..... (同).....七

都市計画事業計画の変更認可..... (都市計画課).....七

建設業者の許可の取消し..... (三八地域).....七

出先機関

道路の位置の指定..... (上北地域).....八

告示

青森県告示第百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	居宅介護事業所	廃止年月日
名称 三沢市 主たる事務所の所在地 三沢市桜町一丁目一の三八	居宅介護の種類 訪問看護 名称 三沢市立三沢病院 所在地 三沢市中央町四丁目一の二〇	平成三二・二・四
"	居宅療養管理指導 訪問リハビリテーション	"
"	"	"
"	"	"

青森県告示第百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年三月七日

青森県知事 三村 申 吾

名 称	介 護 予 防 事 業 者	介 護 予 防 事 業 者 類 別	名 称	介 護 予 防 事 業 所	廃 止 年 月 日
三 沢 市	三 沢 市 桜 町 一 丁 目 一 の 三 八	訪 問 看 護	三 沢 市 立 三 沢 病 院	三 沢 市 中 央 町 四 丁 目 一 の 一 〇	平 成 三 三 年 三 月 七 日
"	"	訪 問 看 護	"	"	"
"	"	訪 問 看 護	"	"	"
"	"	訪 問 看 護	"	"	"

青森県告示第百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年三月七日

青森県知事 三村 申 吾

名 称	居 宅 介 護 支 援 事 業 者	名 称	居 宅 介 護 支 援 事 業 所	廃 止 年 月 日
主 たる 事 務 所 地	所 在 地	所 在 地	所 在 地	所 在 地

有 限 会 社 メ ーブルの里	弘 前 市 大 字 藤 代 一 丁 目 二 二 の 七	居 宅 介 護 支 援 事 業 所 メ ーブルの里	南 津 軽 郡 藤 崎 町 大 字 藤 崎 字 東 村 井 一 〇	平 成 三 三 年 三 月 七 日
-----------------	-----------------------------	---------------------------	-----------------------------------	-------------------

青森県告示第百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年三月七日

青森県知事 三村 申 吾

名 称	居 宅 介 護 事 業 者	居 宅 介 護 事 業 者 類 別	名 称	居 宅 介 護 事 業 所	指 定 年 月 日
合 同 会 社 一 成	弘 前 市 大 字 境 関 一 字 亥 ノ 宮 五 三 の 四	通 所 介 護	デ イ セ ン サ ー ビ タ イ ヤウ	弘 前 市 大 字 境 関 一 字 亥 ノ 宮 五 三 の 四	平 成 三 三 年 三 月 七 日
株 式 会 社 バ リ ユー	弘 前 市 大 字 新 町 一 六 七 の 一	訪 問 介 護	ヘ ル パ イ ス テ ー シ ョ ン	弘 前 市 大 字 代 官 村 四 五 代 官 町 木 村 ビ ル 二 階	三 三 年 一 月 一 日
有 限 会 社 ツ イ ニ ッ ト	八 戸 市 大 字 湊 町 一 字 上 中 道 一 の 一	訪 問 看 護	ひ な た 外 崎	弘 前 市 大 字 外 崎 五 丁 目 二 の 一 〇 一	三 三 年 一 月 一 日
三 沢 市	"	訪 問 看 護	お お ひ ら さ き	八 戸 市 大 字 鮫 町 一 字 大 開 一 五 の 二	三 三 年 三 月 七 日
三 沢 市 大 字 三 沢 六 字 堀 口 一 六 四 の 五	"	訪 問 介 護	お お ひ ら さ き	三 沢 市 大 字 三 沢 六 字 堀 口 一 六 四 の 五	三 三 年 三 月 七 日

株式会社フ オリーフ	三戸郡階上町大 字道仏字耳ケ 三〇の三七	訪問介護	三戸郡階上町大 字道仏字耳ケ 三〇の三七	三 一 三
社会福祉法 人優希会	上北郡東北町大 字大浦字館野二 の一	通所介護	上北郡東北町大 字大浦字唐虫沢 四四の一七九	三 一 七
"	"	居宅療養 管理指導	"	"
"	"	訪問リハ シヨーン	"	"
ヘルパース デイサービス フオーリン	三戸郡階上町大 字道仏字耳ケ 三〇の三七	訪問介護	三戸郡階上町大 字道仏字耳ケ 三〇の三七	三 一 三
ヘルパース デイサービス フオーリン	三戸郡階上町大 字道仏字耳ケ 三〇の三七	訪問介護	三戸郡階上町大 字道仏字耳ケ 三〇の三七	三 一 三

青森県告示第百八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十
五条の二第一号の規定により告示する。
平成二十三年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社フ オリーフ	三戸郡階上町大 字道仏字耳ケ 三〇の三七	訪問介護	三戸郡階上町大 字道仏字耳ケ 三〇の三七	三 一 三
株式会社フ オリーフ	三戸郡階上町大 字道仏字耳ケ 三〇の三七	訪問介護	三戸郡階上町大 字道仏字耳ケ 三〇の三七	三 一 三
株式会社フ オリーフ	三戸郡階上町大 字道仏字耳ケ 三〇の三七	訪問介護	三戸郡階上町大 字道仏字耳ケ 三〇の三七	三 一 三
株式会社フ オリーフ	三戸郡階上町大 字道仏字耳ケ 三〇の三七	訪問介護	三戸郡階上町大 字道仏字耳ケ 三〇の三七	三 一 三
株式会社フ オリーフ	三戸郡階上町大 字道仏字耳ケ 三〇の三七	訪問介護	三戸郡階上町大 字道仏字耳ケ 三〇の三七	三 一 三

青森県告示第百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したの
で、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。
平成二十三年三月七日

平成二十三年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社フ オリーフ	三戸郡階上町大 字道仏字耳ケ 三〇の三七	訪問介護	三戸郡階上町大 字道仏字耳ケ 三〇の三七	三 一 三
株式会社フ オリーフ	三戸郡階上町大 字道仏字耳ケ 三〇の三七	訪問介護	三戸郡階上町大 字道仏字耳ケ 三〇の三七	三 一 三
株式会社フ オリーフ	三戸郡階上町大 字道仏字耳ケ 三〇の三七	訪問介護	三戸郡階上町大 字道仏字耳ケ 三〇の三七	三 一 三
株式会社フ オリーフ	三戸郡階上町大 字道仏字耳ケ 三〇の三七	訪問介護	三戸郡階上町大 字道仏字耳ケ 三〇の三七	三 一 三
株式会社フ オリーフ	三戸郡階上町大 字道仏字耳ケ 三〇の三七	訪問介護	三戸郡階上町大 字道仏字耳ケ 三〇の三七	三 一 三

成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。)(第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後		変更前		区分	
特定非営 利活動法 人生活 が田	和田市東 二番町 二六の三 の二	有 限 会 社 プ ラ イ ム ラ イ ン	上 北 郡 東 北 一 平 大 字 の 一 一 四	居 宅 介 護 事 業 者 の 主 たる 所 在 地	名 称
和田市稲 十町一三 七	和 二 番 町 二 六 の 三 六 の 二	訪 問 介 護	八 戸 市 多 賀 一 丁 目 七	居 宅 介 護 事 業 の 種 類	名 称
和 二 番 町 二 六 の 三 六 の 二	和 二 番 町 二 六 の 三 六 の 二	訪 問 介 護	八 戸 市 多 賀 一 丁 目 七	居 宅 介 護 事 業 所	所 在 地
三・一・一〇	三・一・一〇	三・八・一	三・八・一	年 月 日 更	年 月 日 更

青森県告示第九十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。)(第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後		変更前		区分	
特定非営 利活動法 人生活 が田	和田市東 二番町 二六の三 の二	有 限 会 社 プ ラ イ ム ラ イ ン	上 北 郡 東 北 一 平 大 字 の 一 一 四	介 護 予 防 事 業 者 の 主 たる 所 在 地	名 称
和田市稲 十町一三 七	和 二 番 町 二 六 の 三 六 の 二	訪 問 介 護	八 戸 市 多 賀 一 丁 目 七	介 護 予 防 事 業 の 種 類	名 称
和 二 番 町 二 六 の 三 六 の 二	和 二 番 町 二 六 の 三 六 の 二	訪 問 介 護	八 戸 市 多 賀 一 丁 目 七	介 護 予 防 事 業 所	所 在 地
三・一・一〇	三・一・一〇	三・八・一	三・八・一	年 月 日 更	年 月 日 更

青森県告示第九十三号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十三年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後		変更前		区分	
特定非営 利活動法 人生活 が田	和田市東 二番町 二六の三 の二	有 限 会 社 プ ラ イ ム ラ イ ン	上 北 郡 東 北 一 平 大 字 の 一 一 四	介 護 予 防 事 業 者 の 主 たる 所 在 地	名 称
和田市稲 十町一三 七	和 二 番 町 二 六 の 三 六 の 二	訪 問 介 護	八 戸 市 多 賀 一 丁 目 七	介 護 予 防 事 業 の 種 類	名 称
和 二 番 町 二 六 の 三 六 の 二	和 二 番 町 二 六 の 三 六 の 二	訪 問 介 護	八 戸 市 多 賀 一 丁 目 七	介 護 予 防 事 業 所	所 在 地
三・一・一〇	三・一・一〇	三・八・一	三・八・一	年 月 日 更	年 月 日 更

株式会社ケアあおもり	青森市大字高田五	通所介護	デイサービススきらら	青森市佃二丁目二六〇の六三	三三・二四
有限会社名川製作所	三戸郡南部町大字虎渡字倉前八	訪問介護	ヘルパーステーション きぼう	三戸郡南部町大字剣吉字中河原一の二六	三三・二五

青森県告示第百九十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十三年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は名称	主たる事務所の所在地	居宅サービスの種類	名称	所在地	廃止の届出年月日	廃止年月日
社会福祉法人五所川原市社会福祉協	五所川原市字鎌谷町五〇二の五	訪問介護	社会福祉法人五所川原市社会福祉協	五所川原市金木町川倉七野四二六の一	平成三三・二〇	平成三三・三三	

青森県告示第百九十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十三年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
株式会社太陽	弘前市大字外崎三丁目四の四	居宅介護支援事業所太陽	弘前市大字外崎三丁目四の四	三三・二六	
株式会社ライオンベース	北津軽郡板柳町大字大俵字和田四二二の六	中高年福祉対策支援プロジェクト	青森市大字三内字稲元五八の一	平成三三・二五	

青森県告示第百九十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十三年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は名称	主たる事務所の所在地	介護予防サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
株式会社北陽	弘前市大字在府町一八	訪問介護	北斗ヘルパーステーション	弘前市大字富野町三の四	平成三三・二六	
株式会社ケアあおもり	青森市大字高田五	通所介護	デイサービススきらら	青森市佃二丁目二六〇の六三	三三・二四	
株式会社名川製作所	三戸郡南部町大字虎渡字倉前八	訪問介護	ヘルパーステーション きぼう	三戸郡南部町大字剣吉字中河原一の二六	三三・二五	

青森県告示第百九十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

平成二十三年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	名称	所在地	廃止の届出年月日	廃年月日
	社会福祉法人五所川原市五所川原市社会福祉協議会	五所川原市字鎌谷町五〇二の五	介護予防訪問介護	社会福祉法人五所川原市五所川原市社会福祉協議会	五所川原市金木町川倉	平成二〇二〇年三月三十一日	平成二〇二〇年三月三十一日	

青森県告示第百九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、野辺地都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成二十三年二月二十三日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 施行者の名称
野辺地町
- 二 都市計画事業の種類
野辺地都市計画下水道（野辺地町公共下水道（野辺地処理区）事業）
- 三 事業施行期間
平成七年十二月四日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分
変更なし。
- 2 使用の部分
変更なし。

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社八栄興業
- 二 代表者の氏名 古川 淳
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字白銀町字三島下七九の二一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第一七六九二号
- 五 取消年月日 平成二十三年二月九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十三年二月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

上北地域県民局告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年三月七日

上北地域県民局長 小林 巧 一

十和田市東四番町一六の一	位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
一〇〇・二〇メー トル		六・〇〇メー トル		平成 二二・二五

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭